

国立大学法人東京農工大学における特定の専門分野に従事する職員の給与に関する支給細則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(給与の決定)</p> <p>第5条 専門職員の給与は、その者の学歴、免許、資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して決定する。</p> <p>2 専門職員の時間給は、別表に定める専門職員俸給表に定める号俸と時間給を基礎として支給する。</p> <p>第6条～第7条 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第8条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する専門職員のうち、雇用予定期間が6箇月以上である専門職員に支給することができる。</p> <p>2 期末手当の額は、第5条の規定により受けることとなる俸給月額を基礎として、6月に支給する場合においては100分の199.5、12月に支給する場合においては100分の214.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額に専門職員に定められた1週間当たりの勤務時間を40(1週間当たりの勤務時間が38時間45分の者にあつては、38.75)で除して得た割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(表は省略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>本則</p> <p>(給与の決定)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>第6条～第7条 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、第5条の規定により受けることとなる俸給月額を基礎として、6月に支給する場合においては100分の199.5、12月に支給する場合においては100分の217.8を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額に専門職員に定められた1週間当たりの勤務時間を40(1週間当たりの勤務時間が38時間45分の者にあつては、38.75)で除して得た割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(表は省略)</p> <p>3 (略)</p>	

附 則 (平成28年12月5日細則第16号)

この細則は、平成28年12月5日から施行し、平成28年12月1日から適用する。